

第2回総会 令和5年7月31日

局長 起立、一同礼、着席

局長 総会に先立ちまして、7月の業務報告をいたします。

—————報告、業務報告—————

局長 今回は、農地改良届出が1件提出されていますので報告します。土地の所在：大字穂北字〇〇番4外1筆、地目：台帳・現況ともに畑、面積1,535㎡、所有者及び申請者：大字穂北の〇〇、改良の理由は、「申請地は石が多く、農機具などの故障にもつながるため、50cmほど嵩上げし、耕作したいため」とのことです。

現地確認されています、地元委員の〇〇委員に報告をお願いします。

22番 報告します。農地の場所は県道〇〇線の〇〇交差点から北に500m進んだ所にある農地です。申請人は〇〇集落の〇〇さんです。申請地は表土が浅く、石が出るため、約50cm盛り土を行い、道路と同じ高さにして使いやすい農地とするための申請です。改良後は甘藷を作付けする予定です。現地も確認しておりますので報告します。

局長 また、相続届出2件、使用貸借合意解約3件、賃貸借合意解約8件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

尚、4月に承認いただいた議案で、議案第199号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてのうち、申請番号2番についてご報告がありますので清係長より説明をお願いします。

事務局 4月議案であった〇〇が〇〇を整備するという案件です。既存施設の〇〇を利用するということでしたが、収容人数に対し処理能力が不足しているため、常設審議委員会で指摘があったことから、県土木事務所等と協議した結果、申請の取下書の提出があり、これを受理しましたのでご報告いたします。

局長 ただいまの報告につきまして、ご質問はありませんか。

32 番 計画を取りやめるということですか。

事務局 取りやめるということではなく、一旦取り下げて検討しなおしたいとのこと。

局長 ほかに質問がないようですので、これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長 ただ今から令和5年度第2回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。先ず農業委員会憲章^{けんしょう}の朗読をお願いしております。1番〇〇委員に朗読をお願いしたいと思います。他の委員の方も後に続いて斉唱をお願いします。(全員に起立を促す)(委員会憲章朗読)

会長 本日は、農業委員15名 推進委員15名、合計30名の出席であります。本日の議案件数であります、6件を提案しております。

議長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。8番 〇〇委員、 24番 〇〇委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、議案書1ページのとおり申請件数は3件であります。

1番を説明します。受人：穂北の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番1外1筆、登記：畑・現況：宅地2筆、面積416㎡、申請事由：一般個人住宅用地、権利の内容：使用貸借権の設定、主な内容は、一般個人住宅の建築であります。始末書が添付されております。

議長 1番について特別調査員の報告をお願いします。

2番 今回は、17番 〇〇委員と私(2番 〇〇委員)が会長の命を受けまして、7月24日、午前9時00分より、清係長と申請書の審査等を実施した後、鎌田事務局長も同行のもと、農地法第5条3件、非農地証明2件の現地調査を行いました。順次報告

しますので、皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。尚、非農地証明調査には、4番 ○○委員、10番○○委員にも同行いただきました。

- 2 番 1番を説明します。申請地は、穂北地区の○○集落で○○橋から○○線を○○方面に少し進んだ所の農地です。詳細については配布済みの地図を参照ください。申請人、○○さんが○○さんから使用貸借により借り受けて、一般個人住宅を建築するために申請されたものです。この申請地は昭和 10 年頃既にあった○○の隣に住居が建築されていたものです。今回、北側を通る県道の拡幅計画による収用移転に伴う建て替えの際、農地であることが判明したため、違反転用を是正し、一般個人住宅を建築するための申請です。周囲は、東側は宅地、西側は宅地、南側は山林、北側は県道となっています。雨水は、集落の排水路に流します。生活排水については、合併浄化槽で浄化したのち、排水路に流します。転用に伴う土砂の周辺への流出等については、宅地となって既に何年も経過しており、その間、問題が発生しておりませんので懸念するところはありません。転用する土地の周辺関係者等への同意については、もともと住宅が建っていたため問題ないと思われれます。この申請地は、農地のつながりが 10ha 未満の第 2 種農地となります。調査員一同、許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

- 29 番 始末書を見ると昭和 10 年ごろから家が建っていたようですが、昭和 27 年の農地法施行前なので転用の申請は不要だったのではないですか。

事務局 昭和 10 年頃には建っていたということに対し、決定的な証拠がないことから 5 条申請が必要であると判断しました。

議 長 他にありませんか。

(委員なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番を説明します。受人：鹿野田の〇〇、渡人：延岡市の〇〇・宮崎市の〇〇、申請地：右松〇〇丁目〇〇番、登記・現況ともに畑、面積678㎡、申請事由：一般個人住宅及び店舗用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は、住居兼〇〇の建築であります。

議 長 2番について特別調査員の報告をお願いします。

17 番 2番を説明します。妻地区の〇〇集落で、〇〇から東へ50m程進んだ所の農地です。申請人の〇〇さんが〇〇さん・〇〇さんより売買による所有権移転を受けて住居兼〇〇を建築するために申請されたものです。東側・南側・西側は宅地、北側は市道となっております。雨水は道路沿いの側溝に排出します。生活排水は市の下水道を利用します。転用に伴う土砂の周辺への流出等については、ブロックを設置し防ぐとのことです。転用する土地の周辺関係者等への説明もなされております。申請地は都市計画区域内の用途地域にあり第3種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 説明します。土地の購入代金は〇〇円となっております。

議 長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

1 番 転用面積が500㎡以上ですが店舗なのでいいということですか。

事務局 一般個人住宅の原則として500㎡以内と宮崎県では定められております。今回は678㎡ということで、一般個人住宅及び店舗ということになりますので、店舗用駐車場及び店舗も敷地内に同居させる計画でありますので、本面積での申請はやむなしと判断したということになります。

議長 他にありませんか。

8番 図面には店舗しか記載されていませんが、一般個人住宅は店舗の上に将来的に建つということでしょうか。

事務局 2階建てで1階が店舗で2階が一般個人住宅という計画です。

議長 他にありませんか。

(委員なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 次に3番の説明をお願いします。

局長 3番を説明します。受人：宮崎市の〇〇、渡人：上三財の〇〇・〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番1外1筆、登記：田・現況：雑種地、面積497㎡、申請事由：駐車場用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は、〇〇駐車場の造成であります。始末書が添付されております。

議長 3番について特別調査員の報告をお願いします。

2番 3番を説明します。申請地は、三財地区の〇〇集落ですが〇〇公民館の西隣にある農地です。詳細については配布済みの地図を参照ください。申請人、〇〇が〇〇・〇〇さんから売買による所有権移転を受けて、〇〇の駐車場として利用するために

申請されたものです。この申請地は〇〇さんが昭和 60 年頃に埋め立てており、5～6 年前から〇〇が駐車場として利用してきました。今回、売買にあたり地目が農地であることが判明し、これを是正するための転用申請です。東側は公民館、西側は宅地、南側は農地、北側は県道となっています。雨水は、南側の水路に流します。生活に伴う排水はありません。転用に伴う土砂の周辺への流出等については、すでに 40 年近く経過しており、その間周辺への影響はありませんでした。この申請地は、農地のつながりが 10ha 未満の第 2 種農地となります。調査員一同、許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 説明します。土地の購入代金は〇〇円となっております。

議 長 3 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 2～5 ページの通り、申請件数は 5 件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、「受人の権利取得後の農業経営の意思、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの

検討結果については担当委員から問題ない」という確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項等については、担当者が報告いたします。

1 番を説明します。受人：鹿野田の〇〇、渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字岩爪字〇〇番 1、登記・現況ともに田 22 筆、登記・現況ともに畑 2 筆、面積 25,357 m²、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

12 番 1 番を説明します。申請地は都於郡の〇〇地区一帯にある農地です。渡人の〇〇さんから受人の〇〇さんへの親子間の贈与による所有権移転です。現在、親子でハウスキュウリを 40a、普通水稻を 40a、WC S を 210a 栽培されている大農家で、農機具等もそろっているため問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしく願います。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議長 説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に 2 番の説明をお願いします。

局長 2 番を説明します。受人：三納の〇〇、渡人：平郡の〇〇、申請地：大字三納字〇

〇番外 1 筆、登記・現況ともに畑、面積 330 m²、権利の内容：贈与による所有権移転

です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

7 番 2番を説明します。申請地は三納地区の〇〇集落にある農地です。詳細はお手元の地図をご参照ください。渡人の〇〇さんから受人の〇〇さんへの贈与による所有権移転です。地図を見られてお分かりかと思いますが、細長く狭小な農地で、30年ほど前より受人が借りて耕作されております。今後も渡人自身が耕作する予定がないため、贈与されることとなりました。受人はハウスピーマン、ハウスゴーヤを栽培されている農家で、農機具等もそろっているため問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局 長 3番を説明します。受人：岡富の〇〇、渡人：藤田の〇〇、申請地：大字岡富字〇〇番29外1筆、登記・現況ともに田1筆、登記・現況ともに畑1筆、面積589㎡、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

19 番 3番を説明します。申請地はお手元の地図をご参照ください。渡人の〇〇さんから

受人の〇〇さんへの贈与による所有権移転です。〇〇さんはスイートコーン等を作付けされており、農機具等もそろっているため問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に4番の説明をお願いします。

局 長 4番を説明します。受人：三納の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇

〇番1外16筆、登記・現況ともに田8筆、登記・現況ともに畑9筆、面積15,692㎡、

権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

26番 4番を説明します。申請地は三納地区の〇〇集落から北に約2.5kmのところにある

農地です。詳細はお手元の地図をご参照ください。渡人の〇〇さんから受人の〇〇さ

んへの親子間の贈与による所有権移転です。受人は現在、両親と一緒にハウスピーマ

ン、水稻を栽培されています。農機具等もそろっているため問題ないと判断しました。

皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 説明がありました4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に5番の説明をお願いします。

局 長 5番を説明します。受人：三宅の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字三宅字
〇〇番外4筆、登記・現況ともに田4筆、登記：畑・現況：田1筆、面積4,235㎡、
権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

10 番 5番を説明します。申請地は妻地区の〇〇から南西へ約1km進んだところにある農
地です。詳細はお手元の地図をご参照ください。渡人の宮崎市の〇〇さんから受人の
〇〇さんへの売買による所有権移転です。受人は現在、水稻を130a、ハウスズッキー
ニを16a栽培されています。申請地には水稻を作付け予定で農地として活用されるこ
とを確認しています。農機具等もそろっているため問題ないと判断しました。皆様
のご審議をよろしく願います。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は10aあたり〇〇円となっております。

議 長 説明がありました5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

5 番 売買価格は〇〇円ということですが、このあたりの相場はいくらですか。

事務局 本件は3条申請ということで、売買価格は当事者間の話し合いにより決めております。

農地の条件により違ってきますが、相場としては1筆30～40万円程度です。

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第3号農業経営基盤強化促進法^{ふそく}附則第5条の規定による承認について、事務局の説明を求めます。

局 長 議案第3号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による承認につきまして説明します。まず、議案書6～8ページの所有権移転分4件を説明させていただきます。

1番 受人：黒生野の〇〇、渡人：黒生野の〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番外1筆、登記・現況ともに田、面積1,275 m²です。

2番 受人：旭1丁目の〇〇、渡人：童子丸の〇〇、申請地：大字童子丸字〇〇外4筆、登記・現況ともに田、面積4,050 m²です。

3番 受人：三宅の〇〇、渡人：童子丸の〇〇、申請地：大字童子丸字〇〇番外2筆、登記・現況ともに田、面積3,197 m²です。

4番 受人：右松の〇〇、渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番1、登記・現況ともに畑、面積3,882 m²です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和5年8月7日を予定しております。

議 長 それでは、1番から4番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 引き続き事務局の説明を求めます。

局 長 次に、議案書 9～10 ページの賃借権設定分 3 件を申請番号順に説明させていただきます。

1 番 受人：岡富の〇〇、渡人：岡富の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番 3、登記・現況ともに田、面積 570 m²、令和 5 年 8 月から 10 年間の使用貸借権の再設定です。

2 番 受人：宮崎市佐土原町の〇〇、渡人：荒武の〇〇、申請地：大字荒武字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 1,071 m²、令和 5 年 8 月から 10 年間の使用貸借権の再設定です。

3 番 受人：三宅の〇〇、渡人：岡富の〇〇、申請地：大字岡富字〇〇番、登記：田・現況：畑、面積 1,004 m²、令和 5 年 9 月から 5 年間の賃貸借権の設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和 5 年 8 月 7 日を予定しております。

議 長 説明がありました 1 番から 3 番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

32 番 3 番の賃借料が〇〇円となっていますが、10a 当たりですか、5 年間でということ

すか。

事務局 1年間の賃貸借料になります。園芸施設用地であるため高額となっております。

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第4号農用地利用集積等促進計画の承認についてを提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第4号農用地利用集積等促進計画の承認についてです。これまでは、(出し手・機構間契約)と(機構・受け手間契約)を別々の議案としておりましたが、本議案より一括して審議を行うこととし、議案書には対象となる申請地につき、渡人・受人と転貸人の宮崎県農業振興公社を記載しております。議案書11～から34ページのとおり39件であります。すでに委員の皆様にはご案内させていただいておりますが、申請番号1番を代表して、説明させていただきます。

1番 受人：下三財の〇〇、渡人：下三財の〇〇、転貸人：宮崎市の公益社団法人宮崎県農業振興公社、申請地：大字下三財字〇〇番外3筆、登記・現況ともに田、面積4,048㎡、令和5年9月から10年間の賃貸借権の設定です。尚、全ての案件において、農用地利用集積等促進計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規定に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、県が

一括して行うこととなっております。

議長 代表1の説明がありましたが、申請番号17番は、〇〇委員が渡人・受人に関する案件、申請番号26番、27番は〇〇が受人に関する案件であります。〇〇委員が欠席ですので、26番、27番を除く37件の議案について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 それでは、申請番号26番、27番の審議をお願いします。農業委員会法第31条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議長 それでは、26番、27番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 5 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 5 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたします。

今回の非農地証明交付申請は、議案書 35 ページの通り 2 件であります。

非農地証明明細番号 1、土地の所在：大字右松字〇〇番 43 外 1 筆、地目： 台帳・畑、現況・原野、面積 3,757 m²、所有者：静岡県の〇〇、非農地判断は、事由 4 となっています。

議 長 番号 1 について地元委員の説明を求めます。

4 番 1 番について説明します。申請地は妻地区の〇〇集落にある農地です。詳細については配布済みの地図をご参照ください。今回の申請は申請人の〇〇さんが所有している農地であります。10 年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難な土地であります。また、農用地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから、事由 4 に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 説明につきまして、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

非農地証明明細番号 2、土地の所在：大字清水字〇〇番 1、地目：台帳・畑、現況・原野、面積 557 m²、所有者：高鍋町の〇〇、非農地判断は、事由 4 となっています。

議 長 番号 2 について地元委員の説明を求めます。

10 番 2 番について説明します。申請地は妻地区の〇〇集落にある〇〇の北側に位置しています。詳細については配布済みの地図をご参照ください。今回の申請は申請人の〇〇さんが所有している農地であります。入り口がない畑であるため、10年以上耕作されておらず、また周囲を墓地や用水路で囲まれており、将来的にも農地として使用することが困難な土地であります。また、農用地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから、事由4に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 説明につきまして、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 議案第6号農業委員会事務局職員の異動に伴う^{にんめん}任免の取り扱いについて提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第6号農業委員会事務局職員の異動に伴う任免の取り扱いについて提案理由を説明します。議案書は37ページです。農業委員会の事務局職員異動に伴う任免については、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、農業委員会が行うこととなっていますが、異動の日程等については、市長部局により決定されます。農業委員会職員に関する異動が生じた場合は、臨時総会を開催して、職員の任免を決議し、かつ、辞令交付を行うべきなのですが、日程上困難であることが想定されます。従いまして、農業委員会事務局職員を異動する必要がある場合は、その任免については会長に一任することを了承していただくことを提案するものです。

会長一任する内容についてであります。農業委員会事務局職員の任免については、令和5年7月31日から令和8年7月19日までの3カ年に限り、会長にその任免を一任し、事後の総会において任免内容を報告するとしています。以上、提案いたします。ご審議よろしく申し上げます。

議長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議長 ただ今から協議会とします。

議長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局長 起立、一同礼、解散

午後 4 時 40 分終了

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

8 番 _____

24 番 _____